

## 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 Oneself(以下「当法人」という)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当法人の社会的使命と役割を自覚し、当法人の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (基本的人権の尊重)

第2条 当法人はすべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### (法令等の遵守)

第3条 当法人は関連法令及び法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 当法人の理事及び会員（以下「全会員」という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第4条 全会員はその職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

### (利益相反等の防止及び開示)

第5条 当法人は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 当法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせるとともに、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び必要な是正措置を講じなければならない。

### (特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 全会員は特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

### (情報開示及び説明責任)

第7条 当法人はその事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し社会の理解と信頼の向上に努める。

(個人情報の保護)

第8条 当法人は業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

(研 鑽)

第9条 全会員は当法人の事業活動の成果の向上のため絶えず自己研鑽に努める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規定は、令和3年12月1日から施行する。(令和3年11月30日臨時総会にて議決)